

(更新) 2021年2月10日
2021年1月25日
ジェイコム少額短期保険株式会社

(お支払い期限を4月末日まで延長)

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う保険料請求の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げます。また、罹患された皆さまの一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。

弊社では、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、保険料のお支払いを期限までに行うことが困難になっているご契約者からお申し出があった場合、次のような特別のお取り扱いをいたします。

1. 【新たにお申し出をされる場合】

お支払い期限が2020年12月末日以降となっている保険料について、ご契約者からお申し出があった場合、2021年4月末日までお支払い期限を延長いたします。

【既にお申し出をされている場合】

既にお支払い期限を2021年3月末日まで延長のお申し出をされている場合には、お支払い期限を2021年4月末日まで自動的に延長いたしますので、再度のお申し出は不要です。

2. お申し出の受付開始日時は2021年1月25日(月)9時00分からといたします。

※口座振替・クレジットカードによるお支払いをご指定のお客さまの場合、お客さまのお申し出日によっては、口座引き落としが行われる場合がございます。

なお、お支払い期限の更なる延長につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の影響状況を踏まえ、ホームページ等で別途お知らせいたします。

お客さまからのお問合せ窓口

コールセンター

フリーコール：0120-088-830

受付時間：午前9時～午後6時（年末年始はお休みをいただいております）